

みなさん、おはようございます。日本共産党倉敷市議会議員団の末田正彦です。通告に従いまして順次質問をいたします。

通告の一番目は、災害に強い安心して暮らせるまちづくりをめざして、2点質問いたします。

まず、建物敷地の安全に関わっての問題です。

近年地震の多発、また、台風・大雨による土砂災害など住民の住まいの安全を脅かす要因は多くなってきています。しかし、まだまだ、山崩れ、土砂崩れなどの土砂災害に対する対策は遅れています。

東南海・南海地震の発生が近い将来、予想される中で、建物の耐震化については、昨年3月20日の中央防災会議で決定された地震防災戦略で、住宅の耐震化率を現在の75%から2015年にすくなくとも90%にまで高めることが目標にされています。本市においても耐震診断・耐震改修の補助制度もでき、まだ緒についたばかりではありますが取り組みが始まっています。

しかしながら、建物の安全について考えるとき忘れてならないのは、建物の建っている敷地の安全の問題です。建物本体が大丈夫であっても、それをささえる地盤が不安定ではとても安全が確保できているとはいえません。

市内には斜面に形成された住宅・団地が多く見られます。一昨年の台風23号の大雨で、隣地との間ののり面が崩れた、あるいはよう壁が転倒した。などの事例が見うけられました。そこで、建物敷地の安全について着目してみたいと思います。

建物を建てるときに、建築基準法第19条4項で、敷地の安全についてつぎの様に規定されています。「建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、よう壁の設置その他安全上適当な措置を講じなければならない。」

また、建築物等の制限に関する岡山県条例の第3条では、がけに近接して建築する建築物について制限がかけられています。

現に今建っている建物について、敷地にがけや、不安定なよう壁をかかえているところは多く存在しています。この危険が予測される「がけ」や「よう壁」への対策が安全な暮らしにとって大切なことは言うまでもありません。しかし、「がけ」や不安定な「よう壁」を安全な構造のものに改修するには、多くの費用がかかることもまた事実です。

そこで、提案なのですが、がけ災害をなくし安全を確保するために、よう壁の新設や改修に対して補助制度を設けることは出来ないでしょうか。

先日、がけ地防災工事の助成制度を実施している金沢市を訪問しました。

補助の内容は、勾配が30度を超え、高さが3mを超える自然のがけ地、既設のよう壁に対して、防災工事の新設あるいは改修工事について、地盤調査、工事設計費、本体工事費に補助がなされます。隣接が官地か民地かで補助金額の違いはありますが、民民境界の場合では地盤調査費補助率3/4、100万円、工事設計費補助率1/2、75万円、本体工事費補助率1/2、600万円が補助限度額です。官民境界の場合は補助額がアップし、本体工事費では

補助率 3/4 で、補助限度額はありません。

議長のお許しをえまして、工事の一例をパネルにしてみました。ご覧下さい。(パネルを示して説明する。)

倉敷市でもこの補助制度を設けることは出来ないでしょうか。官有地の道路・水路を守るためにも有効な手段ではないかと思えます。答弁を求めます。

また、金沢市ではこの制度の実施を推進するため、また市民のみなさんへの建物全般にわたる安全に対する意識の高揚を図るための啓発活動、あるいはパトロールの実施のために、建築指導課内に建物安全対策室を設けてその仕事にあたっています。倉敷市においてもこのような係りを設けるなど体制の強化は図れませんか。答弁を求めます。

この項の2つめは、住宅の耐震改修の補助事業についてです。

私も本会議で何回かお尋ねしました。2月定例会で「適用要件が“まち中の市街密集地で、建物が倒れると道路をふさいでしまう恐れのある地区”ということで厳しすぎる。適用要件を緩めていただきたい。」と求めました。「要件を緩和し、利用しやすい制度へ移行する。」との答弁をいただいておりますが、予算がついて半年が経過しています。補助を求める方が、みなさん利用できるように是非してもらいたい。答弁を求めます。

質問通告の二つめは、建築物の耐震化計画について、2点お尋ねいたします。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」いわゆる耐震改修促進法が今年の1月に改正され、計画的な耐震化を促進することが強く求められました。

地方公共団体による耐震改修促進計画の策定が要請されています。都道府県では12月末をもっての計画策定が義務づけられていると聞いています。

主な内容は、耐震化の目標の設定、特に公共建築物においては速やかな耐震診断、結果の公表、整備プログラムの作成 建物所有者に対する助成制度、詳細な地震防災マップの公表、相談体制の整備 市町村における計画の策定などです。

市町村においては耐震改修促進計画の策定は義務づけられてはいませんが、東南海・南海地震の被害を受けるおそれのあるところでは、市町村においても計画策定が望ましいとされています。私は倉敷市においても計画の策定が必要と考えますが、今後の計画はどうなっているのでしょうか。お答え下さい。

次に、公共建築物の耐震化計画についてお尋ねします。

改正耐震改修促進法に基づく特定建築物の指導・助言対象の範囲が大きく拡大されました。これまで、対象となっていなかった幼稚園・保育園などの施設が追加されました。

公共建築物については、災害時に多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されることとなります。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも耐震性確保が求められています。

そこで、倉敷市における公共建築物の耐震化計画はどうなっているのでしょうか。学校施設については前の議会で示されましたので、その他の施設についての計画を示してください。

とりわけ、保育園、他保健福祉施設の耐震化が遅れています。改正耐震改修促進法では保育園は他の施設と比べて規模の小さい建物（2階、あるいは500㎡以上）までが対象になっているだけに、また、園児は災害時の要援護者でもあります。対策がとくに急がれると思いますが、当局の考えをお聞かせ下さい。

質問通告の3番目、住宅リフォーム助成制度について質問いたします。

昨年2月の定例会でこの制度の実施を求めました。「調査し、検討してまいりたい。」とのお答えでした。

この住宅リフォーム助成制度は、地域経済活性化と不況対策支援として始まり、7月3日付全国商工新聞によりますと、現在19都道府県72自治体で実施されています。住宅の改修を地元業者に依頼した場合、自治体が工事費の一部を助成するものです。たとえば、お隣の島根県出雲市では工事費の10%、10万円を限度に助成しています。工事費が仮に200万円とすれば、助成額に対して20倍の経済効果を生みだしているといえます。この助成金で家電製品や家具などの買い換えもでき個人消費を促し、経済波及効果も多岐にわたるわけです。

小泉「構造改革」の中小業者いじめの政治、雇用と賃金の破壊の政治の結果、大企業はバブル期を上回る利益を上げているにもかかわらず、中小零細業者は今なお不況にあえいでいます。

先日の質問でも引用されましたが、9月18日付け山陽新聞一面に共同通信社の景気動向の調査結果が報道されていました。「企業収益86%増、賃金減 02年以降実感なき景気回復」のタイトルが踊っていました。この報道が示しているとおり、賃金が減少する中で、個人消費が伸びないことで、多くの中小零細業者はその影響を受けているわけです。今こそ、行政の手助けが必要なのです。

こうした中でも大企業には手厚い助成制度を施しています。企業立地優遇制度の中で企業立地促進奨励金は最高5億円、物流施設誘致促進助成金では最高3億円の補助と言うではありませんか。中小零細業者にはこのような直接的な支援制度はありません。

もし仮に、10万円、100人分の助成制度を実施したとすれば1000万円の支出となりますが、地域経済への波及効果は先に述べたように多岐にわたるものとなります。これで個人消費を応援する、市内の業者さんも応援でき地域経済の振興も図れる。一石二鳥の良い制度ではないでしょうか。

是非前向きに検討していただいて、実施をして、消費者と中小零細業者を応援していただきたい。当局の考えをお聞かせ下さい。

質問通告の4番目は、多くの問題をかかえる介護保険についてお聞きします。

政府と自民・公明両党がごり押しし、民主党も賛成して成立した改悪介護保険法が4月から全面施行され、多くの高齢者が、容赦なく公的な介護サービスを奪われています。「要介護度が低い」と決めつけられた高齢者は、介護保険で利用してきた介護ベッド・車イス、ヘルパーやデイサービスなどがとりあげられています。

これまでも介護保険の実態は、保険料は現役時代の給料からも、また年金からも容赦なく「天引き」されながら基盤整備は遅れており、低所得者には利用料の負担が重いなど、「保険あって介護なし」と指摘されてきました。今回の改悪は、いっそうの負担増に加えて、「介護の社会化」という最大の“看板”まで投げ捨てて、要介護度が低いとされた高齢者をサービスから「門前払い」するものです。公的な介護制度でありながら、低所得者、「軽度者」など多くの高齢者の利用を排除する「保険料だけとりたてて、介護は受けさせない」制度へと、介護保険は重大な変質を始めています。

軽度とされる要介護1以下の高齢者は、原則として4月から介護ベッドや車いすなどの貸与が受けられなくなっています。従来の利用者への経過措置も9月末が期限とされ、10月からは新たに自分で購入するか、高い費用を払って借りなければなりません。

そこで今回は、特に介護ベッド、車いすなど福祉用具を利用している人からの「サービスの貸しはがし」の問題にしぼって、当局の対応についてお聞きしたいと思います。

去る9月1日にケアマネージャーの方が、この問題について倉敷市に対し具体的な事例もあげて要望を行いました。そこでの話は、「要介護1の人でも、ベッドがあるから何とか自立して生活している人が大勢いる。もしベッドを奪われたら、この人たちは、寝たきりになってしまう。」あるいは「生活保護世帯や低所得の人は新たにベッドの購入はできない。」「10月からベッドが使えなくなることを、辛くて、いまだに利用者に言うことができない。」涙ながらに訴えられたとお聞きしました。

また、この介護ベッドの「貸しはがし」の問題はマスコミでも大きく取りあげられています。さる9月14日、OHKの夕方のニュースで放映されました。保健福祉局の方もご覧になったかと思います。取材を受けられた方は要支援で、私もテレビを見ていて、やっとこさベッドがあるから起きあがれ、動いているといった様子で、本当にこの人からベッドを取り上げるのか、信じられない気持ちでした。収入の方は生活保護を受けられており、とても自費で月14000円のベッドリース代は払えない。つらい悲しい映像でした。

必要であるにもかかわらず、国によって「貸しはがし」にあう方達を見捨てはなりません。ここが地方自治体の本来の役割を発揮するところではありませんか。既に、東京都港区や新宿区、北区など独自の助成制度の実施を決めているところもあります。

厚生労働省は8月14日付けで「福祉用具貸与費及び介護予防福祉用具貸与費の取り扱いについて」という通知をだしました。これによると車いすと段差解消機については、主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議など適切なケアマネジメントをつうじて判断ができれば利用可能、となるなど一定の是正がはかられました。しかしながら、介護ベッド利用の方には深刻な事態が迫っているのです。基本的には、この9月末をもってベッドの貸与が打ち切られる。「介護ベッドの貸しはがし」にあうわけです。

本市では対象となる方が現在691人とお聞きしています。

倉敷市として、この深刻な事態に対して、独自の助成を含め是非検討してほしいと思います。もう10月はすぐそこまで来ています。答弁を求めます。

通告の最後は、障害者自立支援法について、この10月から実施される地域生活支援事業にかかわって3点質問をいたします。

1点目は、成年後見制度利用支援についてであります。

成年後見制度とは判断能力が不十分な人の生活・療養看護と財産管理を後見人が代理する制度であることはご案内のとおりです。特に判断能力を欠く状況にある方は、法律行為をなすにあたっては、後見人をたてなければなりません。従来、重度の知的障害者が施設に入所する際、親などの家族が代理で各種手続を行うのが通例でありましたが、本来ならば法的に認められた後見人との契約が必要となってきます。

施設入所の契約の場合には、その当事者となるため、9月7日付け毎日新聞、これは群馬版ですが、次のように報道されておりました。「成年後見制度利用支援事業が10月から始まることにより、前橋家裁によると、昨年の申し立て件数は370件で、2000年の成年後見制度創設以来最も多かったが、今年はそれを上回るペースで推移。7月末現在で既に320件に達し、8月だけで100件近くの申し立てがあった。」という報道内容です。

本市においても成年後見制度利用支援制度の実施が予定され、その対象者は、身寄りのない障害者で、助成を受けないと制度の利用が困難な者とされています。しかし、特に判断能力を欠く状況にある方は、法律行為をなすにあたっては、後見人をたてなければならぬのですから、利用者を限定せず、必要とする全ての人々が利用できるような出来不出来でしょうか。拡充を求めますが当局の考えをお示し下さい。

次に、日常生活用具の負担軽減策の充実を求めたいと思います。

日常生活用具は、障害のある方に必要不可欠のものであります。10月からの原則1割負担で、障害者の生活を支えてきた実態を後退させることのないようにしなければなりません。

本市においても「ストマ用装具給付事業」の利用料は市民税非課税世帯を対象に「3%」負担とする独自の軽減策を設けたのは評価できます。しかしながら、他の品目は1割負担となっており、新たな負担増は低所得者の方には特に厳しいものがあります。

鳥取県岩美町では、日常生活用具給付事業は同法の実施前の負担制度を適用することにし、負担増を求めない取り組みを実施すると聞いています。本市においても、現在の負担制度を継続すると言ったような、新たな負担を求めない負担軽減策を取ることはできないものでしょうか、答弁を求めます。

この項最後の質問は、小規模作業所の問題です。

この問題は先日、斎藤武次郎議員の方から、現在の補助制度の内容も示して質問されたので、簡潔にお尋ねします。

本市においては24作業所中10作業所が移行の準備を整えていると聞いています。しかしながら、法人化の問題、利用定員の問題などで、移行できない作業所があります。こうした作業所もそこを利用されている方がいるわけですから、移行できないからといってほっておくことは出来ません。

今回移行できない作業所への補助はどうなるのでしょうか、先日の答弁では「どの様な対応が出来るのか、検討している。」とのことでしたが、補助水準が下がることのないよう、これまで通りの補助の継続を求めますが、前向きに考えていると理解してよろしいのですか、改めて当局の考えをお聞きしたいと思います。答弁を求めます。

以上、5項目について質問をいたしました。当局の前向きな答弁を期待しまして質問を終わります。